

グループ法人単体課税制度③

平成22年4月1日または平成22年10月1日から、該当企業については、『グループ法人単体課税制度』が強制適用されています。

まずは、対象となる法人の範囲を検討します。

『個人』

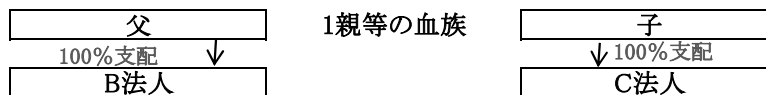
一人の人の場合もありますが、『特殊な関係のある個人』が含まれます。



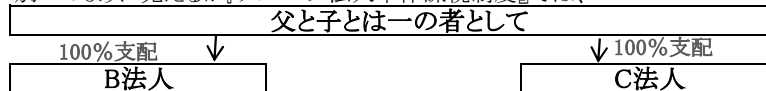
つまり、
 個人株主
 個人株主の配偶者
 6親等内の血族
 3親等内の姻族
 事実中の婚姻関係になる者
 個人株主の使用人
 個人株主から受ける資産により生計を立てている者
 以上の者と生計を一つにする親族 (法人税法施行令第4条第1項)

ともかく、範囲は広い。

① 兄弟会社



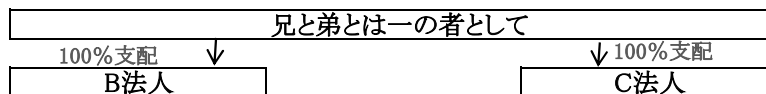
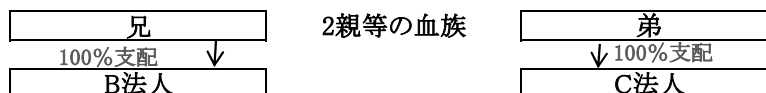
別々のように見えるが『グループ法人単体課税制度』では、



B法人とC法人との関係が個人による完全支配関係となる。

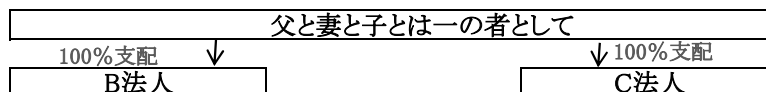
② 兄弟会社

たとえば、相続の後、兄弟で会社をそれぞれに所有したとすると資金、人材、取引先などが全く、別のものとしても、個人による完全支配関係になる。たとえば、兄は富山県の会社を運営し、弟は、東京の会社を運営しているように遠隔地云々も関係ない。



B法人とC法人との関係が個人による完全支配関係となる。

③ 兄弟会社



B法人とC法人との関係が個人による完全支配関係となる。

◎ 判定から除外

自己株式を保有しているときは、100%の判定から除外する。
 名義株があるときは、実際の権利者が保有しているものとして判断する。
 従業員持ち株会が5パーセント未満の保有であるときは、除外する。